

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653013

研究課題名(和文) 日本における国際義務の国内実施に関する裁判と立法・行政との対話

研究課題名(英文) Dialog between judges and political branches in domestic implementation of international obligations in Japan

研究代表者

小畑 郁 (OBATA, Kaoru)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40194617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：国際法規則の適用は、入管法のように既存の国内法体系が存在する分野では、この国内法の構造に強く規定され、この構造との関係で一定程度の創意工夫が不可欠であるが、そうした創意工夫をする前に、不適用に押し流される傾向がある。にもかかわらず、既存の国内法体系との強い緊張関係は、一部に革新的な判例を生み出し、これが、最近比較的多くみられる立法的な措置による国際法実施方法の積極的な改革に関わりをもっている。総じて、国際法の実効的な実施がなされていない状況については、裁判官のみに責任を追及することはできず、さしあたり条約締結時の内閣と国会の行動パターンを批判的にみていく必要があるということがいえる。

研究成果の概要(英文)：In the fields where the relevant domestic law system already exists, some inovative interpretation would be indispensable to adjust the existing structure of law system. In general, Japanese courts tend to avoid such efforts, simply to declare non-applicabilty of international legal norms. Nevertheless, hard tension with the existing system of law leads some of judges to adopt rather evoltive interpretation, and such judicial precedents are, to some extent, relevant to recent reforms for effective implementation of international law through legislative measures. In sum, we cannot attribute main responsibility to judges for ineffective implementation of international law. we should pay more attention to behaviors of Cabinet and Diet at the time of adhesion to international treaties

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法の国内実施

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者・研究分担者・連携研究者は、「日本の国際法判例」研究会(第2期)のメンバーとして、毎年国際法に関わる日本国内の裁判例を網羅的に収集し、データベース化した上で簡単な解説を付すという活動を行ってきた(「日本の国際法判例」研究会(第2期)2006「日本の国際法判例(17)」国際法外交雑誌 104 巻 4 号、同2007-2010「解説・日本の国際法判例(1)~(4)」同誌 106 巻 1 号、4 号、107・108 巻各 4 号)。その過程で気づいたのは、最近、国際法の重要な判例が現れるとともに、国際法に関連するさまざまな立法もなされていることであった。さらに、かつて、立法の動向が法律施行前にも裁判所に影響を及ぼしているのではないか、と思われる例があったが、最近では、裁判所の動向が制定・改正される法律に影響を及ぼしているとの見方が成り立つ例も現れてきていた。

たとえば、2004 年法律 73 号による入管法改正は、日本の難民法の大幅な修正をもたらしたが、この直前に収容についても執行停止を認めたり、60 日ルールの妥当範囲を限定したりするいくつかの下級審判例があったことが想起された。また、対外国民事裁判権法(2009 年法律 24 号)と東京三洋・パキスタン事件の最高裁判決(2006 年 7 月 21 日)をはじめとした裁判例との関係も、検討の余地があった。

2. 研究の目的

本研究は、ますます国内における実施が求められるようになってきている国際義務の日本における履行について、単に条約締結時の法律・制度改正や裁判所による条約等の国内適用にのみ焦点を合わせるのではなく、下級審の判断も含めた裁判所における動向と立法・行政の動向を総合的に捉えて分析しようとするものであった。とくに裁判所の活動と立法・行政のそれとの間にある程度の相互作用が生まれているのではないかと、この仮説を立てて、その立証を目指して研究をすすめた。

3. 研究の方法

「日本の国際法判例」研究会を本研究推進の母体としながら、日本の裁判所の裁判例の網羅的収集とデータベース化の作業を継続しながら、とくに子どもの権利などの人権条約関連分野、入管法および国家免除の分野について、立法・行政の活動との相互連関に注意しながら、考察をすすめた。

こうした作業と平行して、さしあたりある程度先行研究のある個別分野である児童の権利条約締結時の状況を、国会での議論や関連文献の検討等を通じて実態を調査した。

このような条約締結時の動向が裁判所にどのような作用を及ぼしたのかを、上記研究会の過去の作業などを手がかりに考察した。

こうした研究を推進し、整理・統合するた

めに、研究会の事務局体制を名古屋大学内に整備した。

4. 研究成果

これまで蓄積してきた経験により、国際法に関係する国内判例の抽出作業を継続し、悉皆的調査と研究代表者・研究分担者・連携研究者で組織する研究会における徹底的討論に基づいてデータベース化する作業を継続した。このうち、2008-2010 年の判例については、紙媒体で公表した(後掲・「日本の国際法判例」研究会(第7期)2011, 2013, 2014)。

この作業を通じて、日本の裁判所における国際法の取り扱いについて、これまで単に印象的に指摘される、関係国際法規則とそれに関わる資料が個人の権利にプラスに働く場合には消極的に、マイナスに働く場合には積極的に、引証・解釈されるという傾向について客観的証拠を提供することになる。また、行政や立法において国際義務に関わる実務にある程度の変更が加えられている場合には、それを前提に解釈を実質的に変更し新たな法理論的整理を与えるという判例の機能も、ごく傾向的にはあるが、見いだすことができる。

この作業を通じて、また、西松建設事件(最判 2007・4・27 民集 61 巻 3 号 1188 頁)について、これまでの判例のみならず行政解釈との関係で位置づけと評価がなされている。これは、連携研究者・板倉美奈子の解説の形で公表されたが(後掲・「日本の国際法判例」研究会(第2期)2011)、その多くの部分が、上記研究会における議論に基づくものである。また、とくに国家免除との関係で近年の日本判例の考え方を批判的に考察する成果が生まれている(後掲・水島 2012)。

さらに、事例研究として、児童の権利条約締結時の国内法整備について、先行業績の検討を行った。

国際義務と日本の実務との関係という観点からの個別研究として、まず第 1 に、主権免除についての本格的で包括的な研究が刊行された。ここでは、とくに、日本の国際法判例の展開と到達点が分析され、それとの関係で、2010 年施行の対外国民事裁判権法の評価が試みられている。

第 2 に、国際環境法の動向との関係での日本の実務については、とくにポスト京都議定書の国際レジームを日本の法政策との関係で分析した研究、福島原発事故との関係で環境に関する国際義務と日本の実務を評価する研究を発表した。

第 3 に、日本の移民政策の転換点とも捉えられる入管法 2009 年改正を、実務との関係で分析した研究を発表した。より具体的な制度については、2004 年の入管法改正で導入された難民認定申請者に対する仮滞在許可制度について、裁判所が、難民条約の要請という側面をほとんど看過し、入管行政の観点を重視しており、その結果、法文とは逆に許可

が裁量的なものとなってしまっていることが明らかになった。

以上のように、本研究から得られた知見は多岐にわたるが、現段階で、簡潔に要約すると次のようになる。

まず、国内裁判所は一般に国際法の適用に消極的ともいわれ、いわゆる直接適用可能性については、一部の判例により比較的高い敷居が設けられているが、こうした態度で一貫しているわけではないこと、こうした消極的な態度は、個人に利益を認める国際法規則（人権条約など）において比較的強く現れるが、個人に負担を課す文脈では、かなり安直に国際法規則に依拠する判例もあること、国際法規則の適用は、入管法のように既存の国内法体系が存在する分野では、この国内法の構造に強く規定され、国際法規則の実効的な適用のためには、この構造との関係で、創意工夫が不可欠であるが、日本の裁判所の一般的傾向に沿って、そうした創意工夫をする前に、不適用に押し流される傾向があること、にもかかわらず、既存の国内法体系との強い緊張関係は、一部に革新的な判例や裁判官の意見を生み出し、これが、最近多くみられる立法的な措置による国際法実施方法の積極的な改革に関わりをもっていることなどである。総じて、国際法の実効的な実施がなされているとは言い難い状況については、裁判官のみに責任を追及することはできず、立法府や行政府の（不）活動状況をも注視する必要がある、さしあたり条約締結時の内閣と国会の行動パターンを批判的にみていく必要があるということがいえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 1 件）

「日本の国際法判例」研究会（第 2 期）2011「解説・日本の国際法判例(6)」国際法外交雑誌 110 巻 3 号 95-139 頁、査読有

「日本の国際法判例」研究会（第 2 期）2013「解説・日本の国際法判例(7)」国際法外交雑誌 112 巻 3 号 87-137 頁、査読有

「日本の国際法判例」研究会（第 2 期）2014「解説・日本の国際法判例(8)」国際法外交雑誌 112 巻 4 号 105-158 頁、査読有

小畑郁 2012「入管法 2009 年改正と日本移民政策の『転換』」法律時報 84 巻 12 号 4-9 頁、査読無

小畑郁 2014a「外国人政策の隘路と 2009 年入管法改正」都市問題 105 号 61-68 頁、査読無

高村ゆかり 2011a「国際法から見た水銀条約」廃棄物資源循環学会誌 22 巻 5 号 384-393 頁、査読無

高村ゆかり 2011b「福島第一原子力発電所事故による放射性排水の放出と海洋環境保護の国際的義務」環境と公害 41 巻 2 号 49-55

頁、査読無

高村ゆかり 2012a「EU の航空機二酸化炭素排出規制—『規制の普及』戦略とその国際法上の課題」法学セミナー 693 号 10-14 頁、査読無

高村ゆかり 2013a「原発事故と国際法」環境法政策学会誌第 16 号、67-79 頁、査読無

高村ゆかり、島村健 2013「地球温暖化に関する国際条約の国内実施」論究ジュリスト、2013 年秋号、11-19 頁、査読無

高村ゆかり 2013b「環境条約の国内実施—国際法の観点から」論究ジュリスト 2013 年秋号、71-79 頁、査読無

高村ゆかり 2013c「国際環境法における情報へのアクセス」国際人権 24 号、28-33 頁、査読無

高村ゆかり 2013d「原子力発電所事故と情報に対する権利」環境と公害 43 巻 3 号、55-61 頁、査読無

水島朋則 2012a「国際経済法分野の 2 考察—国際決済銀行の特権免除とフィリピンの蒸留酒税事件を素材として」法政論集（名古屋大学）245 号 57-122 頁、査読無

MIZUSHIMA Tomonori 2013a “Korean Film Export & Export Corp. v. Fuji Television Network, Inc.” *American Journal of International Law*. Vol. 207, pp. 627-631、査読有

DOI: 10.5305/Amerjintelaw.107.3.0627

水島朋則 2013a「外国の元首の逮捕と引き渡しに関する国際刑事裁判所への協力義務違反—パシル事件」国際人権 24 号 137-138 頁、査読無

水島朋則 2013b「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIETI Discussion Paper Series, 13-J-078, 1-20 頁、査読有

徳川信治 2011「靑公園強制立ち退き事件控訴審判決と国際人権法・コメント」国際人権 22 号、82-86 頁、査読無

TOKUGAWA Shinji 2012 “Book Review Jinkenjoyaku no Gendaitekitenkai [Contemporary Developments in Human Rights Conventions], by SHIN Hea-Bong” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 54, pp. 483-485、査読有

徳川信治 2013「生活保護法に基づく永住外国人の生存権保障」速報判例解説 13 号、289-292 頁、査読無

(21) 西片聡哉 2013「国家公務員の政治活動（最高裁判所 2012(平成 24)年 12 月 7 日判決〔2 件〕・判時 2174 号 32 頁、同 21 頁)」国際人権 24 号 134-136 頁

〔学会発表〕（計 2 4 件）

小畑郁 2013「ノン・ルフールマン原則の国内実施をめぐる問題」国際法学会研究大会、2013 年 10 月 14 日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

Kaoru OBATA 2014 “Recent Development in Japanese Immigration

Law”, International Symposium: The Stand and Prospect of Laws on Migration in main Countries, 2014年4月23日、建国大学校(大韓民国・ソウル) 招待講演

小畑郁 2014b 「グローバル化のなかでマクドナルド判決を問い直す - 国際法の立場から」外国人労働者ネットワークシンポジウム、2014年5月16日、弁護士会館(東京) 招待講演

小畑郁 2014c 「『地球上のどこかに住む権利』というパラダイム - 移民・難民法における正義論批判」世界法学会研究大会、2014年5月17日、東北大学片平キャンパス(仙台) 招待講演

高村ゆかり 2012b 「コメント 国際法の観点から」上智大学環境法セミナー「環境保全のための国際法と国内法の関係」、2012年6月2日、上智大学

高村ゆかり 2012c 「原発事故と国際法」環境法政策学会 2012年度学術大会シンポジウム「原発事故の環境法への影響」、2012年6月16日、西南学院大学、招待講演

TAKAMURA Yukari 2012a “Japanese climate law: Its state of affairs and prospect”, 世界自然基金会(WWF) 気候変化立法 2012年項目启动会、2012年7月6日、中国・北京・清华大学、招待講演

TAKAMURA Yukari 2012b “Carbon market in Japan: Its state of affairs and prospect”, The Korea Legislation Research Institute: The Potentials in Linking the Carbon Market for Green Growth, 2012年8月17日、Novotel Ambassador Gangnam, 招待講演

TAKAMURA Yukari 2012c “Fukushima Accident and Its Impacts on Energy and Climate Policies”, Centre d’Études et de Recherches Internationales et Communautaires (CERIC) Workshop: After-Fukushima: A Franco-Japanese Overview, 2012年11月8日、CERIC・Faculty of Law and Political Science, Aix-Marseille University, France, 招待講演

高村ゆかり 2012d 「国際環境法における情報へのアクセス」国際人権法学会研究大会、2012年11月10日、慶應義塾大学、招待講演

高村ゆかり 2013 「福島原発事故後の原子力の国際的規制」早稲田大学グローバルCOEシンポジウム「原子力規制と環境法」、2013年1月27日、早稲田大学、招待講演

TAKAMURA Yukari 2013 “Access to Information in the Context of Fukushima Accident: From the Perspective of International Law” 国連大学主催国際ワークショップ Public Participation in Environmental Matters in East Asia: multifaceted perspectives, 2013年3月18日、United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS), 招待講演
高村ゆかり 2013e 「コメント」環境法政策

学会学術大会シンポジウム「環境基本法制定20周年」、2013年6月15日、成蹊大学

TAKAMURA Yukari 2013a “How market mechanisms could contribute to reducing energy consumption/carbon emission of megacities: Case of Tokyo Metropolitan Government”環境省主催「気候変動に関する日中共同研究札幌ワークショップ」2013年7月10日、札幌市社会福祉総合センター

TAKAMURA Yukari 2013b “Climate Change and the Law in Japan”, Hamburg International Environmental Law Conference 2013, 2013年9月12日、ドイツ・Bucerius Law School Hamburg

TAKAMURA Yukari 2013c “Current status of Japanese Implementation of Nagoya Protocol on ABS”Korea-Japan Conference on the Nagoya Protocol “Current Development and Issues on the Nagoya Protocol and National Implementation in Japan and Korea”, organized by Korean University Legal Research Institute, 2 December 2013, Korean University, Seoul, South Korea

MIZUSHIMA Tomonori 2012 “Recognition of States in the Context of the Protection of Intellectual Property Rights”, アメリカ国際法学会(知的財産法部会) 国際法協会(アメリカ支部)、2012年12月1日、アメリカ(アリゾナ州)

MIZUSHIMA Tomonori 2013b “The Settlement of a Private Person’s Claim against a Foreign “State”: The Case of Japan’s Foreign State Immunity Act”, ILA-ASIL Asia-Pacific Research Forum, 2013年5月16日、台湾, The Regent Taipei Hotel

MIZUSHIMA Tomonori 2013c “Domestic Court as Compliance Enforcers”, ILA Regional Conference, 2013年8月30日、ギリシャ, The European Public Law Organization

水島朋則 2013c 「日本の裁判所による国際法の適用について」国際法学会研究大会 2013年10月14日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

(21)MIZUSHIMA Tomonori 2013d “The Role of the State after an Award is Rendered in Investor-State Arbitration” World Trade Institute, University of Bern, 2013年11月8日、スイス, World Trade Institute, University of Bern

(22)齋藤民徒 2013 「コメント・日本の裁判所による国際法適用について」国際法学会研究大会 2013年10月14日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

(23)西片聡哉 2013 「コメント: 日本の出入国管理における人権条約の適用」国際法学会研究大会 2013年10月14日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

(24)前田直子 2013「外国人の在留管理における『児童の権利条約』の適用可能性」国際法学会研究大会 2013 年 10 月 14 日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

〔図書〕(計 7 件)

Richard LORD, TAKAMURA Yukari et al. 2012, *Climate Change Liability: Transnational Law and Practice*, Cambridge University Press, pp.206-241.

高橋信隆、高村ゆかりほか 2014 『畠山武道先生古稀記念集 環境保全の法と理論』 514-532 頁, 北海道大学出版会

松田竹男、水島朋則ほか 2012 『現代国際法の思想と構造』 東信堂、161-179 頁

水島朋則 2012b 『主権免除の国際法』 名古屋大学出版会、総 335 頁

Andrew BYRNES, MIZUSHIMA Tomonori et al. *International Law in the New Age of Globalization*, Martinus Nijhoff, pp. 367-387

孝忠延夫、桐山孝信、齋藤民徒ほか 2013 『多元的世界における『他者』: 関西大学マイノリティ研究センター最終報告書 上』 総 364 頁

杉原高嶺、小畑郁、高村ゆかり、水島朋則、西片聡哉、齋藤民徒ほか 2013 『国際法基本判例 50 [第 2 版]』 三省堂、18-21, 42-45, 74-77, 149-149, 198-201 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年月日 :
国内外の別 :

取得状況 (計 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年月日 :
国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小畑 郁 (OBATA, Kaoru)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号 : 4 0 1 9 4 6 1 7

(2) 研究分担者

高村 ゆかり (TAKAMURA, Yukari)

名古屋大学・大学院環境学研究科・教授

研究者番号 : 7 0 3 0 3 5 1 8

水島 朋則 (MIZUSHIMA, Tomonori)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

(3) 連携研究者

桐山 孝信 (KIRIYAMA, Takanobu)

大阪市立大学・大学運営本部・副学長

研究者番号 : 3 0 2 1 4 9 1 9

(平成 23 年度のみ連携研究者)

深町 公信 (FUKAMACHI, Kiminobu)

熊本大学・法学部・教授

研究者番号 : 0 0 1 9 9 1 6 8

(平成 23 年度のみ連携研究者)

板倉 美奈子 (ITAKURA Minako)

静岡大学・大学院法務研究科・准教授

研究者番号 : 5 0 2 5 7 4 4 0

徳川 信治 (TOKUGAWA, Shinji)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号 : 6 0 2 8 0 6 8 2

齋藤 民徒 (SAITO, Tamitomo)

金城学院大学・国際情報学部・教授

研究者番号 :

(平成 24 年度より連携研究者)

西片 聡哉 (NISHIKATA, Toshiya)

京都学園大学・法学部・准教授

研究者番号 : 6 0 4 3 4 6 5 1

(平成 24 年度より連携研究者)

前田 直子 (MAEDA, Naoko)

京都女子大学・法学部・講師

研究者番号 : 8 0 3 5 3 5 1 4

(平成 24 年度より連携研究者)